

## 船舶事故調査報告書

平成22年12月16日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年1月23日(土) 06時40分ごろ
発生場所	播磨灘北部 兵庫県姫路市家島町 男鹿島灯台から真方位341°3,200m付近 (概位 北緯34°41.1′ 東経134°34.3′)
事故調査の経過	平成22年8月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 蛭子丸、6.0トン HG2-5382（漁船登録番号）、個人所有 14.30m (Lr) × 3.05m × 0.80m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、平成7年11月24日 B モーターボート 文、5トン未満 281-27858兵庫、有限会社ダイヤモンド 6.72m (Lr) × 2.16m × 0.59m、FRP ディーゼル機関、80.91kW、平成3年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 37歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年9月4日 免許証交付日 平成18年7月10日 (平成23年9月3日まで有効) B 船長B 男性 54歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年5月16日 免許証交付日 平成20年5月16日 (平成25年5月15日まで有効)
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 右舷船首外板にき裂 B 右舷船首外板にき裂
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、マスト灯、両舷灯及び船尾灯を表示して家島漁港を出港し、家島の東方にある男鹿島の北東方に設置されたのり養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）に向かい、船長Aが、男鹿島とその北方の宇和島との間には釣り船などが多く出ていることがあるので、両島間を航行せずに宇和島北方沖を迂回して本件養殖施設に向かうことと

	<p>し、約10ノット (kn) の速力 (対地速力、以下同じ。) で北東進した。</p> <p>船長Aは、操舵室でいすに座って手動操舵を行い、宇和島北方沖では日ごろから釣り船などが少ないので、前路に他船はいないと思い、漂泊していたB船に気付かずに航行中、A船の右舷船首部とB船の右舷船首部とがほとんど真向かいの状態に衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗船し、白色全周灯及び両色灯を表示し、姫路港広畑区から香川県小豆島に向かい、船長Bが、操舵室右舷側の操縦席に座って手動操舵を行い、左舷側に同乗者が座り、GPSプロッターを確認しながら約12～13knの速力で南西進した。</p> <p>船長Bは、06時35分ごろ、用便のために、機関を中立にして船首を南西に向けて漂泊し、周囲に他船の灯火を認めなかったことから、同乗者に見張りを依頼せずに操縦席を離れて操舵室の右舷側に出た。</p> <p>船長Bは、用便を終えて操舵室に戻ったとき、船首方至近にA船の灯火を認めたが、平成22年1月23日06時40分ごろ、男鹿島灯台から真方位341°3,200m付近でA船と衝突した。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視程 約10km、日出時刻 07時06分</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期、波高 約1m</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、衝突後にB船の灯火が点灯していることを確認した。</p> <p>A船には、レーダー及びGPSプロッターがなく、B船には、GPSプロッターがあるが、レーダーはなかった。</p> <p>本件養殖施設は、男鹿島の北東方1,000m (宇和島の東方1,000m) 付近に設置されている。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">乗組員等の関与</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">あり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">船体・機関等の関与</td> <td style="padding: 5px;">なし</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">気象・海象の関与</td> <td style="padding: 5px;">なし</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">判明した事項の解析</td> <td style="padding: 5px;"> <p>A船は、宇和島北方沖を北東進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、船首方の適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船に向けて航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、宇和島北方沖で漂泊中、船長Bが、操舵室を離れ、周囲の見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かずに漂泊を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、宇和島北方沖を北東進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、船首方の適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船に向けて航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、宇和島北方沖で漂泊中、船長Bが、操舵室を離れ、周囲の見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かずに漂泊を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、宇和島北方沖を北東進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、船首方の適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船に向けて航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、宇和島北方沖で漂泊中、船長Bが、操舵室を離れ、周囲の見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かずに漂泊を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p>								
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、宇和島北方沖において、A船が北東進中、B船が漂泊中、A船が、適切な見張りを行わず、B船に気付かずにB船に向けて航行し、また、B船が、見張りを行わず、接近するA船に気付かなかつたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								